

取締役・監査役候補の指名および経営幹部の選解任の方針と手続き

1. 取締役会の構成に関する考え方

- ・取締役会は、取締役12名以内とし、そのうち2名以上を社外から選任することで、外部からの視点での監督機能を強化し透明性の高い経営を実現する。
- ・精通する事業分野や経験等についてのバランスおよび多様性を確保する。

2. 取締役・監査役の指名および選解任について

(1) 取締役選定基準

- ① 人格に優れ、当社グループの経営に有益な高い見識・豊富な経験を有する。
- ② 時代の動向や市場の変化を的確に捉え、専門とする事業・分野からの客観的な意見を、全社的な見地に立ち発言できる。
- ③ 当社の経営理念および当社グループの安全理念に基づき、当社の持続的成長と企業価値向上への貢献が期待できる。
- ④ 社外取締役については、企業経営・法律・財務会計・行政・リスク管理等の分野に関する知見および豊富な経験を有し、うち2名以上は当社の定める「独立性判断基準」に抵触しない。
- ⑤ 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しない。

(2) 監査役選定基準

- ① 人格に優れ、監査役の職務を遂行するうえで必要な高い見識・豊富な経験を有する。
- ② 中立な立場から客観的に取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる。
- ③ 常勤監査役のうち1名は、財務・会計に関して十分な知見を有する。
- ④ 社外監査役は、監査役会の半数以上とし、企業経営・法律・財務会計・行政・リスク管理等の分野に関する知見および豊富な経験を有し、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす。
- ⑤ 会社法第335条で準用する同法第331条第1項に定める監査役の欠格事由に該当しない。

(3) 取締役・監査役の指名手続き

- ① 選定基準及び取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、代表取締役が指名案を作成する。
- ② 社外取締役が過半数のガバナンス委員会にて指名案を審議し、助言もしくは提言する。
- ③ ガバナンス委員会の助言・提言を十分に斟酌したうえで取締役会に指名案を上程し承認する。なお、監査役については監査役会にて審議し、同意を得たうえで取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 株主総会に付議する。

(4) 取締役・監査役の解任

- ① 取締役・監査役に関し、以下の状況が認められた場合、取締役会は当該役員への解任に向けた手続きを開始する。
 1. 法令・定款に違反する重大な事実が判明した
 2. 選定基準から著しく逸脱した事実が認められた
 3. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損した
 4. その他職務の適切な遂行が困難と認められる事由が生じた
- ② 取締役・監査役の解任については、ガバナンス委員会による公正かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会における決議を経て、株主総会で決定される。なお、監査役については監査役会にて審議し、同意を得たうえで取締役会に諮るものとする。

3. 経営幹部の選解任について

(1) 執行役員選任基準

- ① 社長執行役員が委嘱する担当職務の執行責任者として、責任と権限を有するに相応しい人格・能力・実績・見識を備える。
- ② 当社中期経営計画達成に向けた基本方針および経営課題に対し、深い理解と公正で誠実な職務執行を期待できる。

(2) 執行役員選解任手続き

- ① 経営会議にて選解任案を作成する。
- ② ガバナンス委員会にて選解任案を審議し、助言もしくは提言する。
- ③ ガバナンス委員会の助言・提言を十分に斟酌したうえで、取締役会の決定により選解任する。